

## お知らせ

### 町より

### 行政

### 行政相談

行政サービスについてのご相談  
お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

### 日時

4月19日(金) 10時～15時

### 場所

健康センター健康相談室

### 担当者

行政相談委員

松田幹男 ☎62・3024

田口英輔 ☎62・3263

☎52・7111

☎52・5850(直通)

### 財政

#### 「ふるさと納税」が「ふるさと氷川応援寄附金」

「氷川町のために役立ててくださ」と、「ふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税）をいただきました。「ふるさと寄附金」とは、「生まれ育ったふるさとや地域を大切に

したい」、「ふるさとのために貢献したい」という善意の気持ちを寄附金という形にするもので、応援や貢献したいと思う地方自治体へ寄附された場合、その相当額が、所得税やお住まいになっている自治体の個人住民税から控除される制度のことです。

皆さまのご厚意による寄附を町の発展のために有意義に活用していきます。

#### 【寄附いただいた方】

- ・ 秋山 秀之 様(茨城県)
- ・ 匿名希望 様(東京都)
- ・ 匿名希望 様(京都府)
- ・ 江副 恕 様(千葉県)
- ・ 緒方 博文 様(熊本市)

☎52・5850(直通)

### 税

#### 家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届け出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋について

は、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることになります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出がない場合には、前の所有者に課税されることになります。

#### 税務課 資産税係

☎52・5853(直通)



#### 軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車等所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。

また、軽自動車税の納付につきましては、口座振替(自動払込)が便利です。預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

お手続きは振替を希望する金融機関の窓口にてお願いします。

税務課 住民税係  
☎52・5853(直通)

#### 軽自動車の減免について

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受けるためには、5月24日(金)までに税務課に申請書の提出が必要です。

#### ◆申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 車検証
- ・ 運転される人の免許証
- ・ 障害者手帳

☎52・5853(直通)

☎52・5853(直通)

#### トラクターなど小型特殊自動車の登録について

農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの人で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局にて登録をお願いします。

#### ◆登録に必要なもの

- ・ 印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・ 販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

☎52・5853(直通)

### 福祉

#### 難病などの人が障害福祉サービスなどの対象となります

4月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病などの人が加わります。

対象となる人は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障がいの程度により必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能となります。なお、障害福祉サービスなどには、ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、就労支援、移動支援、相談支援、補装具の支給などがあります。

サービス受給の対象となるかどうかについては、手続き方法など、詳細につきましては、お問い合わせください。

#### ◆対象者

国の難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野対象疾患(※130疾患)による障がいがある人。 ※参照先

難病医学研究財団難病情報センター  
http://www.nanbyou.or.jp/entry/511

☎52・5852(直通)

### 保健予防

#### 平成25年4月より『児童医療費助成制度』が変わります

児童(0歳から中学3年生)の疾病の早期治療を促進し、健全な育成と保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。

平成25年4月診療分より、児童医療費助成の手続き方法が一部変更され、医療機関の窓口で支払いをせず、無料で受診できるようになります。

助成の対象となるのは、氷川町に住民登録をしている児童で、各医療保険に加入している人です。

対象の人には、新しい受給者証を郵送しています。住所や加入保険などに変更があれば手続きの必要はありません。

#### 【注意】

- ・ 新しい受給者証(オレンジ色)は、大切に保管してください。
- ・ 窓口で受給者証(オレンジ色)と保険証の提示が無い場合は、無料になりません。これまでどおり一旦窓口で支払った後請求書を提出してください。
- ・ 現在お使いの受給者証(うぐいす色)は、4月から使えません。旧受給者証は返却不要です。

#### ◆窓口無料の対象となる医療費

- ・ 熊本県内の医療機関(医科・歯科)における外来診療費
- ・ 熊本県内の保険調剤薬局における調剤費
- ・ 熊本県内の訪問看護ステーションにおける訪問看護費
- ・ 八代郡市の柔道整復師による施術費(氷川町と契約している施設に限る)

◆医療機関等の窓口で必要なもの  
・ 児童医療費受給者証(オレンジ色)  
・ 児童の健康保険証  
※次の費用については、これまでどおり、一旦支払った後、1か月分をまとめて『児童医療費請求書』を提出してください。

- ・ 入院に係る費用
- ・ 熊本県外の医療機関で受診した費用
- ・ 氷川町と契約していない施設で受診した費用
- ・ 治療用器具の購入にかかる費用
- ・ そのほか窓口無料の手続きができません
- ◆助成の対象とならないもの
- ・ 健康保険の対象とならない費用
- ・ 入院時の食事療養費
- ・ 健康保険の高額療養費・家族療養付加給付等健康保険の助成がある部分
- ・ 日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる費用
- ・ そのほか公費負担などの助成が

### 建設

#### 道路沿いの樹木管理のお願い

道路にご家庭や山林などの樹木がはみ出していたり、物を置いたりされているために歩行者、自転車、車の通行の妨げとなっている所があります。

通行を妨げるような物を置いたりしない、樹木などは伐採をするなどし、公共の道路を皆が安心して安全に通行できるよう管理のご協力をお願いします。

#### 【特に注意していただきたい木】

- ・ 老木や病害虫などによる枯木
- ・ 台風や大雨により枝の折れた木
- ・ 枝が道路上に張り出した木

※倒木などで通行中の人や車両を損傷させた場合、木の所有者が賠償責任を問われることがあります。

☎52・5855(直通)

